商品概要説明書

JA バンク栃木「冬の定期貯金キャンペーン 2026」実施要領

（令和 8 年 11 月 2 日～令和 9 年 1 月 29 日適用）

商 品 名	・スーパー定期貯金《単利型》
ご利用いただける方	・個人のみ
期　　間	・定型方式　スーパー定期貯金《単利型》　１年『自動継続に限ります。』
預入方法 （１）　預入方法 （２）　預入金額 （３）　預入単位	 ・一括預入 ・スーパー定期貯金《単利型》　100 万円以上～1,000 万円未満 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利　　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。満期日以後は原則として自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315％（国税 15.315％、地方税 5％）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	―
付加できる特約事項	・ スーパー定期貯金《単利型》はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	『スーパー定期貯金《単利型》』 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②６か月以上１年未満　　約定利率×５０％ ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等{全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。}と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支所または金融部(電話：028-625-3385)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会　　（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡうつのみや